

事後評価シート

主管課長：土壤環境課長

施策名	- 4 土壤環境の保全																																																																				
概要	<p>土壤の汚染に係る環境基準について、科学的な知見の集積等に伴い、項目の追加及び基準値の変更を行う。</p> <p>農用地土壤の汚染に起因する有害な農畜産物の生産、農作物等の生育の阻害を防止するため、農用地土壤汚染防止法に基づく農用地土壤汚染対策を実施する。</p> <p>市街地等における土壤汚染対策については、土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針に基づき、事業者による自主的な取組を推進している。</p> <p>市街地等における土壤汚染の現状等を踏まえ、土壤環境保全対策のための制度を検討する。</p> <p>人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすと考えられているダイオキシン類に係る土壤汚染の未然防止及び汚染土壤の改善を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壤の処理等の対策を推進する。</p>																																																																				
目標及び指標 (参考指標)	<p>土壤環境基準の達成・確保 土壤汚染による環境リスクの適切な管理 ・市街地土壤汚染対策制度の確立</p> <p><参考> 土壤の汚染に係る環境基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">基 準 値</th> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>検液1l中0.01mg かつ農用地においては、米1kgにつき1mg未満。</td> <td>1,2-ジクロロイタン</td> <td>検液1l中0.004mg</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>検液中に検出されないこと</td> <td>1,1-ジクロロイレン</td> <td>検液1l中0.02mg</td> </tr> <tr> <td>有機燐</td> <td>検液中に検出されないこと</td> <td>シス-1,2-ジクロロイレン</td> <td>検液1l中0.04mg</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>検液1l中0.01mg</td> <td>1,1,1-トリクロロイタン</td> <td>検液1l中1mg</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>検液1l中0.05mg</td> <td>1,1,2-トリクロロイタン</td> <td>検液1l中0.006mg</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>検液1l中0.01mg かつ農用地(田に限る。)においては、 土壤1kgにつき15mg未満。</td> <td>トリクロロイレン</td> <td>検液1l中0.03mg</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>検液1l中0.0005mg</td> <td>テトラクロロイレン</td> <td>検液1l中0.01mg</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>検液中に検出されないこと</td> <td>1,3-ジクロロプロパン</td> <td>検液1l中0.002mg</td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>検液中に検出されないこと</td> <td>チウラム</td> <td>検液1l中0.006mg</td> </tr> <tr> <td>銅</td> <td>かつ農用地(田に限る。)においては、 土壤1kgにつき125mg未満。</td> <td>シマジン</td> <td>検液1l中0.003mg</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>検液1l中0.02mg</td> <td>チオベンカルブ</td> <td>検液1l中0.02mg</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>検液1l中0.002mg</td> <td>ベンゼン</td> <td>検液1l中0.01mg</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>セレン</td> <td>検液1l中0.01mg</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ふっ素</td> <td>検液1l中0.8mg</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ほう素</td> <td>検液1l中1mg</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ダイオキシン類</td> <td>1000pg-TEQ/g以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	項 目	基 準 値	カドミウム	検液1l中0.01mg かつ農用地においては、米1kgにつき1mg未満。	1,2-ジクロロイタン	検液1l中0.004mg	全シアン	検液中に検出されないこと	1,1-ジクロロイレン	検液1l中0.02mg	有機燐	検液中に検出されないこと	シス-1,2-ジクロロイレン	検液1l中0.04mg	鉛	検液1l中0.01mg	1,1,1-トリクロロイタン	検液1l中1mg	六価クロム	検液1l中0.05mg	1,1,2-トリクロロイタン	検液1l中0.006mg	砒素	検液1l中0.01mg かつ農用地(田に限る。)においては、 土壤1kgにつき15mg未満。	トリクロロイレン	検液1l中0.03mg	総水銀	検液1l中0.0005mg	テトラクロロイレン	検液1l中0.01mg	アルキル水銀	検液中に検出されないこと	1,3-ジクロロプロパン	検液1l中0.002mg	P C B	検液中に検出されないこと	チウラム	検液1l中0.006mg	銅	かつ農用地(田に限る。)においては、 土壤1kgにつき125mg未満。	シマジン	検液1l中0.003mg	ジクロロメタン	検液1l中0.02mg	チオベンカルブ	検液1l中0.02mg	四塩化炭素	検液1l中0.002mg	ベンゼン	検液1l中0.01mg			セレン	検液1l中0.01mg			ふっ素	検液1l中0.8mg			ほう素	検液1l中1mg			ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下
項 目	基 準 値	項 目	基 準 値																																																																		
カドミウム	検液1l中0.01mg かつ農用地においては、米1kgにつき1mg未満。	1,2-ジクロロイタン	検液1l中0.004mg																																																																		
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1-ジクロロイレン	検液1l中0.02mg																																																																		
有機燐	検液中に検出されないこと	シス-1,2-ジクロロイレン	検液1l中0.04mg																																																																		
鉛	検液1l中0.01mg	1,1,1-トリクロロイタン	検液1l中1mg																																																																		
六価クロム	検液1l中0.05mg	1,1,2-トリクロロイタン	検液1l中0.006mg																																																																		
砒素	検液1l中0.01mg かつ農用地(田に限る。)においては、 土壤1kgにつき15mg未満。	トリクロロイレン	検液1l中0.03mg																																																																		
総水銀	検液1l中0.0005mg	テトラクロロイレン	検液1l中0.01mg																																																																		
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	1,3-ジクロロプロパン	検液1l中0.002mg																																																																		
P C B	検液中に検出されないこと	チウラム	検液1l中0.006mg																																																																		
銅	かつ農用地(田に限る。)においては、 土壤1kgにつき125mg未満。	シマジン	検液1l中0.003mg																																																																		
ジクロロメタン	検液1l中0.02mg	チオベンカルブ	検液1l中0.02mg																																																																		
四塩化炭素	検液1l中0.002mg	ベンゼン	検液1l中0.01mg																																																																		
		セレン	検液1l中0.01mg																																																																		
		ふっ素	検液1l中0.8mg																																																																		
		ほう素	検液1l中1mg																																																																		
		ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下																																																																		
目標の達成状況	<p>環境基準の項目数 27項目</p> <p>農用地土壤汚染対策 基準値以上検出地域 131地域 7,166ha</p> <p>対策地域として指定された地域の累計 67地域 6,266ha (87.4%)</p> <p>対策計画策定地域 67地域 6,181ha (86.3%)</p> <p>対策事業等完了面積 5,872ha</p> <p>対策の進捗率 81.9%</p> <p>対策指定解除面積 4,455ha (62.2%)</p>																																																																				

	<p>出典：『農用地土壌汚染防止対策の概要』</p> <p>市街地等の土壌汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査事例 (累積) 1,097件 環境基準超過事例 (累積) 574件 (12年度判明分) 134件 <p>出典：『平成12年度土壌汚染調査・対策事例及び対応状況に関する調査結果の概要』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地等の土壌汚染対策制度の確立に向けて、土壌中の有害物質の含有量によるリスク評価について考え方を取りまとめ、それを踏まえた制度の在り方を検討し、「土壌汚染対策法案」を国会に提出 <p>ダイオキシン類に係る土壌汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時監視地点数 3,031地点 環境基準超過地点 1地域 対策地域の指定 1地域 <p>出典：『平成12年度ダイオキシン類に係る環境調査結果』</p>
<p>評価</p>	<p>環境基準の設定及び見直しについては、環境基本法において、「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。」とされており、有害物質の含有量によるリスクに着目した検討を行うなど、着実に実施している。</p> <p>農用地の土壌汚染による農業被害の軽減が着実に図られ、また、新たな汚染の判明に対する対応も迅速に行われている。</p> <p>市街地等の土壌汚染対策については、これまで対策に係るルールを確立するために平成14年2月に土壌汚染対策法案を国会に提出するなど、着実に実施している。</p> <p>ダイオキシン類による土壌汚染については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視、対策地域の指定、汚染土壌の処理技術の実証試験等の措置が着実に実施している。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>環境基準の達成維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の毒性情報に関する知見の収集 ・多様な暴露リスクを考慮した土壌環境基準の検証 ・生態系への配慮 <p>農用地土壌汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地土壌汚染対策の円滑な推進 <p>市街地等の土壌汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法案の早期成立 ・市街地土壌汚染対策の円滑な推進のための体制整備 <p>ダイオキシン類に係る汚染土壌対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視、汚染土壌の処理等の措置の円滑な推進
<p>政策効果把握の手法及び関連資料</p>	<p>農用地土壌汚染防止対策の概要</p> <p>平成12年度土壌汚染調査・対策事例及び対応状況に関する調査結果の概要</p> <p>平成12年度ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>
<p>添付資料(別紙)</p>	<p>「土壌環境保全対策の制度の在り方について(中間取りまとめ)」に関する意見の募集について</p> <p>中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会「今後の土壌環境保全対策の在り方に対する考え方の取りまとめ案」等に関する意見の募集について</p>

事務事業評価シート

施策名	- 4 土壌環境の保全	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．環境基準の設定調査	<p>環境基準の設定及び見直しについては、環境基本法において、「常に適切な化学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。」とされており、本事務事業については、有害物質の毒性情報に関する知見の収集を着実に実施している。今後も引き続き知見の集積に努める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地有害物質汚染実態全国調査 24百万円 ・硝酸性窒素土壌管理指針策定等調査 14百万円 ・土壌中の有害物質の生物学的利用率調査 21百万円 ・汚染土壌拡散機構解明調査 13百万円 ・ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査 173百万円
イ．農用地の土壌汚染対策の推進	<p>農用地の土壌汚染による農業被害の軽減が着実に図られ、また、新たな汚染の判明に対する対応も迅速に行われている。今後も、人の健康保護の観点から、着実かつ円滑な推進を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染防止対策調査 21百万円 ・有害物質吸収抑制技術実証調査 14百万円
ウ．市街地等の土壌汚染対策の推進	<p>本事務事業については、着実に実施されており、第154国会に土壌汚染対策を推進することを目的とした「土壌汚染対策法案」を提出してところである。今後は、土壌汚染対策法を適切に施行するための準備として、本年中に策定することとなっている政省令や技術的事項について、早期に具体化を図る必要がある。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、常時監視や汚染の判明した地域における土壌汚染対策が実施されている。今後も、人の健康保護の観点から、着実に推進する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染防止対策調査 25百万円 ・土壌汚染リスク情報管理調査 17百万円 ・汚染土壌管理システム調査 12百万円 ・POPs土壌汚染浄化技術基礎調査 70百万円 ・ダイオキシン類汚染土壌浄化技術緊急実証調査 272百万円 ・ダイオキシン類土壌汚染監視費補助金 1,038百万円 ・ダイオキシン類土壌汚染対策費補助金 300百万円